

議案第 8 号

安中市名誉市民条例の制定について

安中市名誉市民条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の福祉の増進又は社会文化の進展に寄与し、市政の発展のため特に優れた功績を挙げた者に対し、その功績をたたえ、市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

(名誉市民)

第2条 市長は、市民又は本市に縁故の深い者であって、前条に掲げる功績が卓越し、郷土の誇りとして尊敬されるものを安中市名誉市民（以下「名誉市民」という。）と決定することができる。

2 市長は、前項の決定を受けた者に対し、名誉市民の称号を贈る。

3 名誉市民の称号は、故人に対しても追贈することができる。

(選考)

第3条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する。

(顕彰)

第4条 市長は、第3条の規定により決定した名誉市民に対し、称号の授与を証する証書及び記念品を贈呈する。

2 名誉市民の事績は、広報その他の方法により公表する。

(礼遇)

第5条 名誉市民に対する礼遇は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する公の式典への招待

(2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰

(3) その他市長が必要と認める礼遇

(称号の取消し)

第6条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を受けなくなると認めるときは、議会の同意を得て、名誉市民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その取消しの日から前条の規定による礼遇を失う。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。